

2022 年度以降の固定価格買取制度（FIT 制度）の変更概要

導入される各制度の概要は、以下のとおりとなります。なお、各制度の詳細については、資源エネルギー庁へお問い合わせください（後段に資源エネルギー庁のホームページアドレス・QRコードを掲載しております）。

※本資料は、2021 年 10 月 15 日時点の情報により作成しております。

1 根拠法令

(1) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法および同法施行規則
(法：2021 年 6 月 12 日公布 施行規則：2021 年 6 月 30 日公布)

(2) 出力制御対象の拡大および経済的出力制御

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（2021 年度中の公布予定）

2 導入される制度の対象

FIT 制度における、10kW 以上の調達価格等の区分の認定を受けた太陽光発電設備^{*}。

※ 複数太陽光発電設備設置事業等、10kW 未満でも制度対象となる場合があります。

3 各制度の内容

(1) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度

FIT 制度では、太陽光発電設備の解体・撤去に要する費用（廃棄等費用）を想定したうえで調達価格が算定されており、発電事業者（以下「発電者」といいます）が発電事業の終了後に、適切に設備を解体・撤去することが期待されています。この度、廃棄等費用の積立支援のため、原則、源泉徴収的な外部積立を実施する^{*}廃棄等費用積立制度が導入されます。

廃棄等費用の積立は、太陽光発電設備ごとに買取期間（20 年）の後半 10 年において、積立金（＝受給電力量×解体等積立基準額）を受給料金から控除し、当社より電力広域的運営推進機関へ積み立てることにより行います（同機関により積立金を管理）。

積立金の取り戻しに際しては、発電者から、解体・撤去等の廃棄処理（パネル交換の場合も含む）が確実に見込まれる資料を付して電力広域的運営推進機関へ申請いただくことになります。

※ 例外的に内部積立も認められています。内部積立の要件・手続等については、資源エネル

ギー庁が公表しております「廃棄等費用積立ガイドライン」等をご参照ください。

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

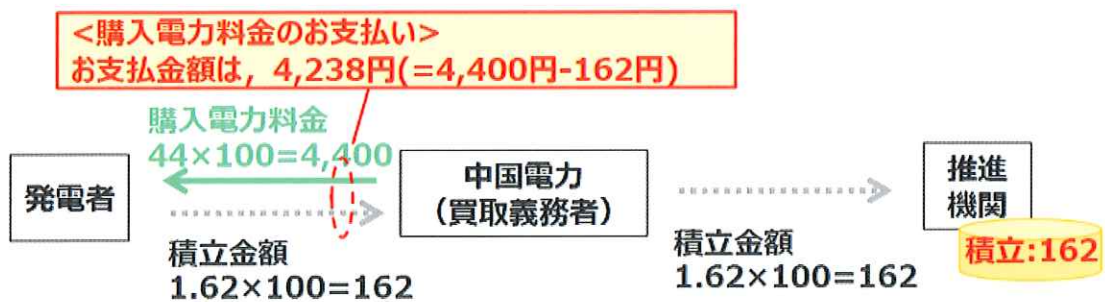
原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
 - ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
 - ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
 - ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出
- ※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

（出典：資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」抜粋）

【太陽光発電設備の廃棄等費用積立のスキームイメージ】

（前提）買取単価：40円/kWh（消費税込：44円/kWh）
 解体等積立基準額：1.62円/kWh（課税対象外） 受給電力量：100kWh



【解体等積立基準額】

設備認定年度	FIT制度の買取単価（税抜）	解体等積立基準額（非課税）
2012年度	40円/kWh	1.62円/kWh
2013年度	36円/kWh	1.40円/kWh
2014年度	32円/kWh	1.28円/kWh
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.25円/kWh
2016年度	24円/kWh	1.09円/kWh


(2) 出力制御対象の拡大

従来、旧ルール 500kW 未満および一部の新ルール 50kW 未満の太陽光発電設備は、「当面の間は出力制御の対象外」、「系統運用に支障を来すおそれが生じた場合に、出力制御が行われることが適当」と整理されてきましたが、今後、再生可能エネルギーの導入が進むにつれ

て、出力制御の頻度および制御量が増加し、現在出力制御対象となっている太陽光発電設備の制御回数の増加が見込まれています。

そのため、発電者間の公平性を確保する観点から、「当面の間は出力制御の対象外」と整理されてきた旧ルール 500kW 未満および一部の新ルール 50kW 未満の太陽光発電設備についても、出力制御の対象となります（10kW 未満の太陽光発電設備は、引き続き、当面の間は出力制御の対象外となります）。

【出力制御の拡大対象】

 : 今回の拡大対象

		旧ルール	新ルール		無制限・無補償
契約申込の受付日		2015年1月25日まで	2015年1月26日 ^{※1} ～ 2015年3月31日 ^{※2}	2015年4月1日～ 2018年7月11日 ^{※3}	2018年7月12日以降
無補償での出力制御上限	10kW 未満	当面の間、出力制御対象外			
	10kW 以上 50kW 未満	年間 30 日	年間 360 時間	年間 360 時間	無制限
	50kW 以上 500kW 未満		年間 360 時間		
	500kW 以上	年間 30 日	年間 360 時間	年間 360 時間	無制限

※1 再エネ特措法施行規則が一部改正され、無補償での出力制御上限が変更となった日。

※2 2015年1月26日施行の再エネ特措法施行規則改正における、50kW 未満太陽光の経過措置期間の終了日。

※3 太陽光発電の接続申込済量が30日等出力制御枠の660万kWに到達した日。

(3) 経済的出力制御

太陽光発電設備には、オンラインで運転を制御できる「オンライン設備」と、発電者にて現地で設備の操作が必要となる「オフライン設備」があります。

オンライン設備は実需給に近い断面で柔軟な調整が可能であり出力制御量の低減に繋がること、オンライン化することで発電者の負担（現地に赴き太陽光発電設備を操作する手間）の軽減が可能であることから、オンライン設備により出力制御を実施することが効率的と考えられます。

ただし、直ちにすべての発電設備をオンライン化するのは、困難と考えられることから、出力制御をオンライン設備（およびオンライン設備が十分に増加するまでは、旧ルール 500kW 以上のオフライン設備）で実施することとし、オフライン設備は“代わりに出力制御してもらっていた”ものと見做し、受給料金を事後的に精算（減額）し、逆に、オンライン設備は出力制御を実施しつつも、“代わりに出力制御していた”と見做し、受給料金を事後的に精算（増額）する経済的出力制御の導入が予定されています。

なお、本精算は、個別の太陽光発電設備の実制御の有無に関わらず、一般送配電事業者が出力制御実績等を基に算定した一律の精算比率を適用して実施します。

【経済的出力制御の精算例】

(前提) 【オフライン設備】 買取単価：44.0円/kWh (税込) N月電力量：600kWh 精算対象月(N-2月)電力量：400kWh 精算比率：5.00% 【オンライン設備】 買取単価：26.4円/kWh (税込) N月電力量：800kWh 精算対象月(N-2月)電力量：500kWh 精算比率：2.00%		
	項目	算定式
オフライン設備	① N月受給料金 (従来どおり計算)	44.0円/kWh × 600kWh = 26,400円
	② N-2月分の精算 (出力制御精算)	精算電力量：400kWh × 5.00% = 20kWh 精算金額：44.0円/kWh × 20kWh = 880円
	③ 支払金額 (① - ②)	26,400円 - 880円 = 25,520円
	項目	算定式
オンライン設備	① N月受給料金 (従来どおり計算)	26.4円/kWh × 800kWh = 21,120円
	② N-2月分の精算 (出力制御精算)	精算電力量：500kWh × 2.00% = 10kWh 精算金額：26.4円/kWh × 10kWh = 264円
	③ 支払金額 (① + ②)	21,120円 + 264円 = 21,384円

4 その他

この度の制度導入等を踏まえ「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」の変更を予定しており、変更後の契約要綱は、別途、当社ホームページにてお知らせいたします。

今後も、FIT 制度に係る変更等に適切に対応してまいります。

以上

(ご参考：各制度に関する資源エネルギー庁のホームページ)

【太陽光発電設備の廃棄等費用積立】

なっとく！再生可能エネルギー（再エネ特措法改正関連情報）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html

【出力制御対象の拡大、経済的出力制御】

なるほど！グリッド（出力制御について）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/08_syuturyokuseigyoo.html

(各ホームページのQRコード)

太陽光発電設備の 廃棄等費用積立	出力制御対象の拡大・ 経済的出力制御
	